朝野雜載 四

明治二十八年十二月

特別
14
1919
24

176330

○薩摩藩士清水[illegible]の探偵[illegible]
て[illegible]の在りし人[illegible]樂[illegible]
りて問へ[illegible]唐[illegible]の在りし日一日琉球人の答[illegible]
家[illegible]を[illegible]引て接[illegible]
監獄と稱し大[illegible]の[illegible]
[illegible]と問[illegible]
唐[illegible]琉球館と[illegible]
琉球人は本[illegible]
在[illegible]の目的は日本の藩[illegible]
[illegible]
現[illegible]在[illegible]

38- 8852

斯る法を[illegible]文明の[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]
めたる[illegible]文明の[illegible]
の役人を勤めたる人[illegible]
[illegible]繋ぐん刻[illegible]
[illegible]
[illegible]

き山長のめき[illegible]ものを[illegible]
八[illegible]人書畫[illegible]
をはるの流とをきんと[illegible]

○也亭馬琴ハ[illegible]多く[illegible]勤勉家[illegible]
[illegible]樂庵[illegible]
一日の記[illegible]壇大の[illegible]
十數枚よ[illegible]彼人ハ[illegible]
[illegible]自[illegible]書とめて[illegible]
の著作をす[illegible]す器[illegible]
べきも[illegible]
[illegible]
の細[illegible]廣本[illegible]

をなして清り天下第一[illegible]
[illegible]
[illegible]
注し[illegible]
[illegible]
と[illegible]

○[illegible]手紙の[illegible]
之のを受けて[illegible]
の判決[illegible]
[illegible]

○大隈[illegible]大隈[illegible]

右の門閥よりきゝ合せ候ハヽ太久津氏等著述と

○十月十日之事　あるる者ハ自分と中学後輩の内

とを取結ぶる方法を作り僕も出ぬ大分却

今よりくわつと久しく持続のしとる株も大分直の出て

……僕の深義ひ今まひ相違ケとなれば……四五日

位の金ハ六十万のあ出して出さんやつつの株の

前ハ来るこの時計の四を清しに十万の出とそ

……僕の知るのるまる石油会社のくの都合

行けバ僕も飯り苦しもるハ及ハぬ云と

○伊藤氏の相談ハ就ても仏国あるやあんや米

と利益ケ多の洋行の言あるやのうり

荒し彼のまーて新ケ年中頃下の陸行して巻三

正直の為に人をこん彼のうまとをく

○仏国帰りの方人国ハ他の四ケ月ハ他ケ米

此報ケもすハ見ケ和ケ金ケ三ケ

国ハ巻ケのヒツハりケとケ代ケ三ケ

此ケの男を怪しきかるケ代ケ三ケ

寝ケもノハき穴ケしているずきケ維ケ

ケケケと、あくあケる

○坂ケ高ケ中ケ様ケ帝ケ成ケ後ケ

ケケ様ケ三ケ様ケ通の法をみる彼ケ人ケ

武ケ様ケの計書ケ出ケ彼ケ人ケ

ケケあケ三ケ彼ケ人ケ

海ケ使ケ三ケ

利益多き印の口を巳の章程に従ひて新に多額印紙の発行をしつゝあるは如何なる理由なるやを問ふことのつゝしめて[illegible]人民に対し政府の信用を失ふに至るべきを恐れ[illegible]

○小笠原諸島の事件[illegible]

○十二月十三日[illegible]

○十二月十三日北陸因幡国の集会を日蓮宗[illegible]

○十二月十三日北陸因幡国の集会を日蓮宗[illegible]

[illegible]

[illegible]

七十餘の老婆なり此人の話しに市谷辺の能楽をしたりとゝくり返すを聞おちもなく
ふ拙へて百姓を指差す百姓は老婆を伝ず立ち居る
不審者に当てかなの大聖寺と能楽をしたりことあり大聖寺と
能楽をしたる事隠して能楽を何者
関係をおもしたりとゝんも知れずと金之丞をあきれ
て解釋を問ふ京家の人伝々金之丞の母後市谷
村に出でたるを伝ず出て曰く貴族の日傳を印
度出の多野田秘訣
拙く地面を行ふ得ぬ事あること也あるんぬるゆ
あるを問ふんと たすの不事実と雖と明全し出ず敬五
きゝ伝ふ

○高尾の人又曰く代右の後ゝ金ゝ歳二十未満ゝ
事の今年の夏其の人ゝ
る事ゝ寄ゝ此人高尾の巳ゝ家ゝ
供印の絵仕ゝ
高尾ハ考ゝ金ゝ
て曰おすゝ一日河井繼ゝ
大ぶさゝ
の
ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

○[illegible]天保[illegible]水戸烈公[illegible]一年御行[illegible]
[illegible]
[illegible]公の書[illegible]
[illegible]
[illegible]公の書[illegible]
[illegible]
[illegible]公の書[illegible]
[illegible]
[illegible]

○坪内氏[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]
[illegible]

（十二月九日）

○角田三平に伝人の妻
困り又男も伝人に
[illegible]
[illegible]角田いつしの世話
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○堅牢地天　支那にては地神と山の神
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○又曰く金瘡術を知らざるもドクトルオブ、メデレンの学位を授けるの事を許すべし

[illegible]

[illegible]

○河間高子所説の[illegible]

[illegible]

りのあるべし

[illegible]人を数里のうちに集めし事一新の[illegible]

[illegible]

○又曰く新宮に居る頃のことなり
各別を深義することなきのみきを一生涯の
修行とし一生涯を直ちに生涯修行と
なすべきなり一生涯を深義することなきに
ありてのみ生涯を直ちに生涯修行とす
つまるところ人間生涯の用事は
唯一生涯を楽しき長生の長操し
なる人間志の解脱なるべし生死
とは一切無の境界なり
元和年八月十五夜の月を見るの
如くなるべし
○又曰く一生涯の上達もとより一夫婦の

の意を投打して和合の男女なるべし此男女
よりの寝室を拵へ
くるべき年長きを以の母
くるべき先ずを寝室とすべし
のやうに人間なるべき
る立場の行ずるとソト枕を
云いめ切りの用意をなすべ
和合切り切り立つ意を銀し決して断るべ
まるのあるべくことを
こんを以つて夫婦の
を断るべくこの
○又曰く夫婦相和
法るるまるの必要なく

云へと好事家の制ち如こ云ふのめるを好主なるものをひ
らき陽力をあらはし来る一見恐るべきしゅじー
カンカンヤは岐、者々の立場
○城は男児の少年の生命なり立場は馬蹄にしき失
態をなすべき土藩隊の行軍人数甚多く食を待くば度
天欲をうべくうるべし度天欲の敵兵に物家屋もう迫い掠奪して明らを殺戮しつあり一方
の海上を望めば四艘の軍艦も浮かみ其の四隊の兵を陸に
して富まんと見る地場に上陸する土藩隊の勢
い山をもうて一番をうるこのうすを行く山をもって倉庫
おそれる者に出来ずをしも山をもう敵兵を奪し
めるに日本軍艦と見るべし行なんの流れを我兵のもの

や四艘の分隊に分かれ数度の軍艦に交あるしんのに交
兵をもうもの敵兵をもう射ちもうもうもう同じ十
八艘隊の西に出ずるを迫の海辺の家屋
の場をうるを敵の男児を味方をもうもう迫うる
射撃しもうもあるべし此の一方隊に敵うる方敵をもう集
方の敵大力砲撃をもうもうある敵艦ら
者ばかし者奥座のめるもうもうもう
ら者の陸の四艘の兵隊の敵の陸にもう
ありもうこう
○又同じく太刀山の支隊人の二隊
の上をうと貌を宮を赤ひるもうもう
太刀山の陸を二十万人の四あるもう

若し相違の点あらば[illegible]

○大阪住吉沿革[illegible]

故の言[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○伊勢と代官の妻あへ[illegible]の生まれの妻や伊勢ほとの
妻人[illegible]の[illegible]はなし[illegible]一向つま
[illegible]

時いつはと有[illegible]を[illegible]
○[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○岩や[illegible]八人まうひる人[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八十七ハ[illegible]今京国大[illegible]（百世百話）

○格四年[illegible]四[illegible]

つ[illegible]の[illegible]を中[illegible]

[illegible]

きし一人[illegible]と[illegible]

[illegible]

○田中[illegible]風[illegible]の[illegible]

内[illegible]

[illegible]

文[illegible]

の[illegible]

[illegible]

郎[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○金四話の中[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○時務論[illegible]

[illegible]

[illegible]

○一月三十一日八海軍[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一万四千噸以上の甲艦　四艘

四千噸乃至二千噸の一等巡洋艦　四艘

巡洋艦

三千噸乃至二千トンの三等巡洋艦　三艘

水雷砲艦　二艘

水雷護艦　三艘

水雷艇　一艘

内訳　八十二艘

四十七

第一第二番の船を作るべし

十二番の八百二十噸

右の記載通りにて全部の八

山田長政以上の官職を授くべしと

なり

元来此時を機会として多く官職を進授するものあるに之を二期に分つて二年の長期間に亦の高官の出ずるを

恐れ此方面の者共は大変失望し殆んど絶望の状態に陥る者多かりしと雖も

あることを平一の方面に於ては陸軍次官の此上に軍事参議官の設置するもおのづからしい肥塚の七郎参謀

が是非とも絶対に反対を唱へて此の問題を流産せしめ

ようとする為に此の問題は暫く保留となつたのである

然るに同時に海軍の方面に於ては

海軍次官の方面に於ては海軍大臣の次官

海軍次官の方面に於ては海軍大臣の次官

海軍次官の方面に於ては海軍大臣の次官

海軍次官の方面に於ては海軍大臣の次官

しかも事務の方面に於ては海軍大臣の次官

の方面に於ては海軍大臣の次官

の方面に於ては海軍大臣の次官

を中くもをの[illegible]船[illegible]を元清さのそめらへしと叫ふや屋[illegible]
もこれを[illegible]まれも拾ふ[illegible]ふ[illegible]一箱の具[illegible]
○自由黄々四方を覆芽を失ひる境をセとし[illegible]
をひんを形し十四度方面[illegible]
中ゆ[illegible]
をあ[illegible]
施し或と帯剣[illegible]
[illegible]
○[illegible]（二月十四日迄）
[illegible]
[illegible]

うわ法をちうべしとのみ[illegible]
[illegible]
斬る[illegible]
[illegible]
[illegible]

金子別張伊藤氏ハ内閣ニ入ルヲ伊藤
の意ニ出テ他ノ人ヲ以テ伊藤氏ノ情義ヲ
以テ出ツルヲ欲スルトアルヲ以テ内閣ニ入ルヲ
賞セスト山縣ハ之ヲ聴キ憤然曰ク拓殖
言ノ如クセハ陸軍ハ例ノ如ク三ツ巴ニ角
立ツ十万ノ朝鮮事変ハ国民服ヲ着ハ蓋シ
度ニ入ルヲ拒ム拓殖ハ出テ出ツルヲ可
和ヲ為ス義ニ入ルヲ如クスルヲ可
○内閣総理大臣ハ二人ノ長ヲ置ク家族
院第一ノ長ハ伯爵ヲ以テ
子爵ヲ以テ
院ノ子爵議員ハ

ヲ尾崎忠次三郎ヲ選ヒ
四月一ノ長ヲ
○二月十日、内閣議会体ノ結ヒ京朝鮮ノ
巡ルヲ以テ政府ハ結ヒ光寿ヲ伴ヒ民党
の和ヲ図ル南ハ国民党ヲ新派ヲ政府ハ
解ヲ図ル関民党ハ新派ヲ政府ハ
の決議ヲ撤ヒスベシトノ
ヒ政府ハ停ヲ以テ和ヲ
く七交ル政府ハ住ノ決議ヲ
リテ政府ヲ攻ム国派中政府ノ失ヲ
結ヒテ拓殖ノ朝鮮ノ
北境ヲ生ス自ラ進ヲ以テ

又一方ニ福岡藩の内紛ハ[illegible]ニ[illegible]度ニ[illegible]のあきニ[illegible]
藩ニ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]政府の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

生向する能はざるべしと
同日受爵後新政主張紛亂奮発し
て武断政治を改め共富強兵
現政府共親和若し以上の設令対外の方針を変ずるも列侯四権を保全する能はず故に停止
二設令陛下の御免を蒙むり親和
を現内閣を変せざる以前陛下上奏し奉りし
小獲を奉す

又甲曰く国民協合の決心薩長を
りたるあるを信ずるなり故に海
るべしと肯人切りと乙曰く松方小
し文書陛下に奏し直きに
の上奏を陛下の御を仰せられ大分前
し移移也又曰く伊藤小輩方と

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○曰く行方不明上往く所体裁を欠する所あり文章拙
劣なる者を別川に所らん曰く論説へ行く方者
四つ[illegible]のを[illegible]載するものあり[illegible]北の[illegible]伊
事に[illegible]の口説するを制止[illegible]
[illegible]と
○[illegible]行政[illegible]内[illegible]の[illegible]
[illegible]載一つを[illegible]大[illegible]政治
あ[illegible]こと[illegible]知つて[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]北[illegible]の[illegible]を立ハセ
[illegible]行う[illegible]軍[illegible]
又[illegible]御[illegible]

[illegible]ずるの[illegible]あ[illegible]
[illegible]
○十八日[illegible]天狗連[illegible]
[illegible]の[illegible]

○賛成

改進

一　五十二人

華新

一　三十五人

外　小河内　蒲生　川城
　　小林　植本

一　二十人

四民協会

松田　大畑　[illegible]井　[illegible]
[illegible]　[illegible]　板田　吉田
[illegible]葉　陸[illegible]
[illegible]田　不賛成　次上不賛成ナリト傳ヲ
戸田　天[illegible]

一十七人　大手倶楽部
内訳　竹村　鈴江　石橋
　　秋山　河内
一五人　中西近歩堂
一三人　財政革新会
一九人　獨立
内訳　郡井　浜野　堀内
　　清七　海老
　　江橋　森本　佐治
計百四十一人

○反對

総数三百人
内　棟梁（浜中）　浜田（八狩）　元田　角田（無議）

（12）大度重議

末廣（死）　広田（死）
〃　六人
殘　百九十四人
差引
百五十三人
此計算ニヨレバ別表決議案ノ面ニ記載ノ通リ賛成民政会ノ全部決議案ニ賛成スルヿトナレバ勝算アリ
又異議ナキ上奏案ニ賛成セン後歴々輝々トシテ別ニ統計ニ名モノアリ左ノ如シ
決議案賛成人数
上奏案賛成
内　末廣　角田　死亡　辞職　無投票ニ付　百〇三人　減ス

國民協会員　全部賛成スル者トスレハ　二十八人

内　病欠　減

吉野文対シテ今度賛成ノ者　六人

河島　小林　川村
佐松　新井吉平

吉時欠席シテ今度出席賛成ノ者　十名　人

松尾　二位
宮井　橋

自由党ヲ脱セシモノ　山本　白鳥
植田　橋川

田口　江橋　森本　三人

計　百四十六人

決議案ニ反対ノ人員

上奏案反対　百七十人

外　無所属降ノ分

内

国民協会員　二十八人

河島　小林　川村　六人

自由党脱党者　三人

右除ク

外

吉野欠席シテ今度出席ノ者　十一人

鍾田　河口　森本　井角　三浦

三浦　伴　代ノ朱印　久保　志田

中川角

差引計　百四十五人

分　阿部法（房氣）　源定元（八郎）

百姓拂

之部

北村孫右衛門ほか七人の者共申

扨て是迄之儀を御尋ねとのことに付

を要求ともこゝに一の特色を切り出ソハめのこと云ふ法脈業

の法することゝなる公政府者共の数の手あるのもつゝく解

数の結果人者共政府自由者と言ふ者のみまと思ふく一言之換

言千海をすりて多数の政府者共を作ることゝ力むべき海を使ふ

所ゝ在留者共政府者にて未だ此ことの如きことゝうして一的地

解の時点に於て政府者共程之言つても不利益なるべき論を待た

ずして北海行政のことを論を解散を速くに在留者共の

得策なるべき自由者の政府を向て数を使

うつゝあり国民政府に於て不同意あるといへども

或政府者の指令の際を金を炉を絶しもワザト法脈業に

対し金印紙を貼付せしむる数の陰密事政を施さんも如

きの左右の北海解散を速くに政府者と術中に陥るべき

の今の政府に於ては在留者共自分潰すべきも解散

之事不許之事北海一書嘉右衛門の論八十八日北

海道の本源人口病者に在りても何人も知る

ものなし　北海を主張しとなるべく丈夫なる事行者にて

し得ず鉄道之事行幹の為人へ与へ断る腰弱の論

を聽くい者のことを怒り男子八三然めとす丈夫い者四

ちんと云ふ人狂者業者共者のあるあるを冷評を数

しとあるの如き結者を使ふ者を言しとなるべく

大考察に曰一の論を立てしそれでも華夷書に別に屋敷を作り
さらし又一の折衷案をもすることのあり寛政四年閣老の
諸侯に法令書を書き改めて天下に通例のことなれば之れを
の相図は一定の砲術を採ひ諸藩をして
令ねめ新たに大法海防書を改めしも一方に拠を創り
をはるの差あるとなきをもって
○十九日の夕に入て意元能て
義徹を命じ左の如く前日引渡書問答を付渡し
田内十郎解散書等をもって
を成るもしたるを訳せすと云ふ所に自分重多
数をにめる時は又あるに因て
るとの問答の節大安和華夷書に
書の場合ずと云ふ
かを無ってさるもの人と云ふ
に角法海防書の場合と
もんと云ふものあり地形
当月の三の義の
うを得ると云ひ海防
世上の論人に
ハるるをおきるに
せたり
○十九日の夕に入て前川捨郎
等を大関に使せんとて
問答の長崎論を

但し外交ハ之を変革するに当り三国干渉の為め時勢に動
かされ遂に其の目的を貫徹する能はざりしのみ　　
雷同の干渉を受くるに至りしは如何ぞや
之を繰返すこと旅順を奪還し得たるに過ぎざるの
勢力ある国会を以て此勢を世界に傳播せしめたる今日世界
の表面を飾るのみの少りしかるに英国
のみ大なる要求を企てたるも和会の要
件なり（屈撓）すること能はざりしかるに
其の成功を収めしこと実に国会の賜物なるを
但又国会外四の有力なる勢力を以て日本の利益を
敷布せしむること一事業を成すべきなり
日本国民は真の外交をやんと欲ハ又此れを利用し極
めて大隈氏の政策を公表するを可とす但し其内閣者
文部を以て之を方針とし法律を此の範囲を設
つるを政府者し此の政策を大隈氏に対抗
をも防ぐを図り又斯て大隈氏の高
陸海軍の政府に抗争するものあるべく宮内
抗引する自然の味方も生ずる外交上の
但又国会今の伊藤内閣の為に制する
や之も未だ文の如き現内閣の勢力を内
閣を組織すべきも一問題
但も入閣する者也
若し大隈氏を活用せんとせば松方ハ内閣
組織の法を定めて他の藩閥者も入閣
して入閣すべきの付書を要して有位内閣を

なかれ未だ引き手拍子もすることなく海の上なる三つの船
まで伊勢国を可とする海の中なれども船を留めるなき
或は出来の藩州国を徒歩するなる迄きさらぎ
ちゃんもひろうとのうすり右に行くと目の極めて碇のうる者
若松方面の釘をうのちつまりとなる方隠伯の伊豫
ぬすのうえ小僕もつ家えすへしを物ってうるえを海者
伊内関をさすや

受写く伊藤のうるもも尚其地位を保つ所以は未だ罪
業の滅をる故や実くへ彼の位地をつくなけすうく
つうしめよこん彼のをしてかをて不良ならもるる所以
実くこん彼のをして再ひ知つるまひの不良者こと陽ら
しめよ其ん彼のう罪業なる彼の国家を清よ

角よ罪の好きい先づ殺さる而して罪の字きしあ表ある
こんを殺きす之を術策する引きゆして学る後初め刑を
行ふ伊藤也う移すを又彼しさるを得す海の呼きして
笑よ

伯の此後海をるるる伯をこと笑も伊藤の勢力い朝廷の
陽ってすや表)——彼るして拔くうるあるの表し
伯の言うめくに彼れとして不良者の極に陽らしてる
ちゃんにまる伊内家規こと表しきる之を保つ
紙ってや

伯又伯内閣を論して曰く僕を以て見の不参録於ある伯
主張のめき煩意を論者校に国家の此後をの此後をこん
うる保すること家をう国家の大行後を走る後伯を改め

由紫稜の濁酒又酒稜の濁酒一酒稜を大いに濁る前
は自家用料酒を造りて其多くは
後附記書脱ろんと四民は強さまりなくも僕は氣の強
はさも真の斯る法あるとも自家用料酒に悪
くしん一両を貪るの代価さの此點を以て四民の論心を
ふまつとも傳は感ぜざるは世界各国何れを比較
り本のめく自ら酒を造るしがづく飲む四民は安き酒
の造るべきんを脱出す紀北の製酒を一方に絶つ
て四民の大妨害を開のまる紀北稜造の稜のめきし
紀稜造家の為めす一つとさまるあり一戸に酒稜は全国
四万余人の酒酒を造ふ僅に二万人にまりまり其二万
の収稜を以て酒多く徴稜し得る新も得ある稜るも

ふや稜の高きを以酒家稜造も食稜酒稜
あるあるを飲むよりまるを造ふ
の稜の課さまるいまるに現の紀四のめきアルコールの
量を産して課稜を減ずるあるも小人牧四の酒は麦
酒のみしてサロ稜の力三倍すれば紀北の三倍すべ
きも又一の稜すや
まる中江兆民あり稜のくえとかえの酒を造るしも山氏
は麦酒しとまるまるの説を駁し金は酒稜越稜
隔を稜ふ大稜造を以て金は稜を自稜す酒は百五
の酒也小酒屋のめき造る酒は強く麦を造す
又曰く金は紀北造り稜酒一合のもるまるす
麦人手産は小稜す但し飯をくいみとまるく一合

のむと中江氏の酒の[illegible]を[illegible]二言のみ

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○二月廿日[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

所謂る主客倒転を論ずるものとなす人あり笑つて曰く
部屋の花瓶の花を六畳間の床の間に移すは怪なる
を移されぬ物と云へども部屋の移さるゝ人は至片面をうち面
を偽るも部屋の移さるゝまゝに移して形を飾る
と一世を傾倒す

○官吏社会に此頃一種のことゝ流行す即ち妻を今
あらずして言葉を聞く時は「トウコン」でやらと云
ふ初めは言葉を切るまゝ而して之をつけ「トウコンは堂
部」と云ふ意味なる此頃知る人の根岸二三十部の分を
もて人家あるすをあるも知れず知るこゝも出
けり

○新設堂の全名を新文準備あるを知り得るの況

りとす或は進歩堂或は新設堂或は三憲政革堂などを設定
は三憲政革堂などを設定して何れも法せさらしの
外国語を翻訳するときは設革堂はコンステチユーシヨナル
レホルミストの略り其の元来なるものなれば
くしまでと一旦はこれを評決したるも後又之を
りて設革堂と名付けたるものなれば
元設革堂の進歩中に設定の名を改めて
すとの論なりしも主張と結局と同じ
美論を唱ふるものあるとの
とこゝろ又一部の人と
も設革堂の名を改
論のように八名を

[illegible]

○去田東伊川田羅を後かし[illegible]
田[illegible]内[illegible]
[illegible]地理の元[illegible]
[illegible]比
[illegible]今回地名字[illegible]
[illegible]
[illegible]

と席を列ねて洋食を喫す一誠多く壁間に貼付してある洋酒支傳の表を打眺めて僉つて曰く酒もこの名あるよりうち見よマラスキーノーとゝかくる酒あるあるまやこゝ

恐らく女人島の産ならんと指て曰く斯る酒を言ふ所なけれ寺法あるとて彼の人曰く佛蘭西の法は此細の傷痍をも○ことりふえ邦人の所為なるおのゝきあく外國駐在の未だ久しからざる邦人のめきゝをもて突入せるなり寄て某の數の婦人に書しつゝを我邦人痛く笑ひたるを彼の人大いに怪み曰本人の曰ふまるる為の説なるぎことといかのそと真面目なる所ゝを人物ゝ面白きことあるとて一笑す

○三月六日 晴 今日は佛蘭西の一週忌なれば

拝礼せんと冥目瞑想ありたるに又々出でたるよりこゝ上京の思ひ出でゝ余の淋しきあり佛人の言葉の中に和歌をよくするものあり伝授を請ふあるあり今和歌あるまゝ曰く北帝也佐藤ふをゆるす異さ

現在の吉ゝの序也初めて拝謁(年旅)三年以前の内

曰くこゝとしてなれ紀ます中国人こゝのあるの国を隔

なりと佐ゝ佐藤仏の著を伝て中国人中に伝

家あるを作し弟子とも共に

りくゝあるもの住に弟子

りくゝ好あ拝謁あるん也ぬしこゝを

佐ゝ国の仏を月けりゝを西の橋の橋洋とゝすゝ

すと

[illegible]

○三月八日第一楽の日本銀行を観る、八の字形の日曜を張
て盛況なり日本銀行条例[illegible]
り三回の同僚と共に[illegible]
等の為めあるべきも、是が誘ひて接
[illegible]
日本銀行の[illegible]

三層の大建築にして三十三間四方なり[illegible]
許の建築なり[illegible]
[illegible]
作り[illegible]
[illegible]
め此の建築を設計せしなり特に技師を外国に
各国の中央銀行を[illegible]
銀行の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

材等に多くの車輪入子のふくめる為おしくんと共
に作り拵し等のみなる十一年四月ふくの北の掛金
の外四人の浮世を忘れとる基佛四人のめもん一見感
歎し書面の中央銀行ハ遠くふくの為すと云く云と
北ふくを去りて更ふく機械室ふくこんく電氣の術を黙
するみの内に蓄氣作用ふくの為に電
地底久ふく室氣を送ふく法術を動すふくして
其後倫敦ふく帰りしふくふくふく出ふく
づ見ふくふくふくの大ふく烟突ふく
しふく日本のめも地表面ふくふく烟突の掛金
高を高あす見ふくふくこの烟突ハ表ハ石を以て見ふく中ハ
煉瓦を以て見ふくふくふく顔ふくふくのふくふくふくふく

二重ふく掛金ふくして特度の烟突と石造の烟突の間ふく螺
線体の鉄管の掛ふを絶項ふくふくふく一人昇降の為来
得ふく掛金ふく掛ふ石造烟突の頂ハ凡そ八四五寸
七あふく人数十四五ふく推しておるべし想ふる鉄管の掛
ふハ石と特度をつなぎ地表ふく北のつなぎを以て崩壊を防
すふくの内ふくふく機械室の一隅俗ふく事面ふく後ハ行く
ふ十数間の脇内ふくり掛のふくふく電線振はけ充ふく温鈍を照らしたくめき
思ひをみふく石面ふくふく室氣を交換する機械ふくて一
の大車輪ハ石壁を破ふく回轉の状をあらハし時ふく風を起
しふくあふく近ふく推しふく地表ハ建物の外部
ふくふく極めて日大切の部人ふと見ふく堅牢ふく特度の掛を

築て重あを掩ひ上播磨の特産ハ面白きものとハ言ひ上ず
陶器を造りてそれを焼うとしかるに焼ること
ハ能ハず又平面ハ善く出来ても高さ二尺ばかりの
あるものこれを立ることハ出来ず壁を築て石垣の後に
をすべ向て石垣ハ地下より八尺を八尺ばかり地上高下層
八丈を六人層の上る毎に高サヤハ狭く且つ石階も下
層ハ高山甚多くの産物ちなる極めて堅固なる花崗石を用
ひあるも上層ハヤハ重みのため石を用ひさて巌高層
ハ一種セメントノ糊固高しあき鬆質の特産をいて積く
めり地特産ノ一片あるを丸き穴あり積るのさかなる後上ら
とうとする鉄を流しあるあり新間の下まで一直線に産て
一ノ鉄柱とすることを保つ故向とす又と花崗石のの積み

うさかなる震災を防ぐるの防ぐるのうさかあるハ維持の鉄
のうするひうちあるのをいるの地震の陽するも崩壊の実
なき没廿ちと外部の四隅ハこれを作り再ひび座接
所の庭を造ず あまの高の語るをゆくる三層ちる二階
ちる厠の汚穢ハ大鉄管を作りて地底ちる地底ちる
一の大溝ありてそのう地下往来ちるポンプ
を以て船中へ移すの孔内ちる又内ちる地を掘りの高度
空地の存ちる印刷所部と金銀分析所を新築ち
ちの男の住ちるちと座接ありるハ穢しあるを誘ちるて今
ちへのちの後人ちるきこのあるの面の立美ち靴を穿
後ちるちきうて宮殿のつる建する二三の大宮実ち
ちちあるハ特と実とちるんちハ富ち堅固なる方の窓

めがけて入る人案内者金菊を付て地下の金庫に案
内すべしと云へば通行券を交付す一定の拵手引石段の階
あり此者一名ありて守衛すこのうえ通行券を示し階を
下れば忽ち暗黒界となる為に通行者に電気を點ずるよ
と命ずる後者庶と呼ぶて賀写の鈕を捫ずれば二三の電灯
忽然光を放つて如何て宝物を見る地宝の両側に金庫の
扉ありて両間に僅かに二十八位を穿ちの両壁や周囲
八畳の陶きせの白粉瓦を以て畳みたるうえ地ちん
軟毛を敷き又地上百万円を降すの鐵窓あり差し伸窓
金銀塊を通ずるのドーピンちん為に金庫の鍵
と称するものありて絶対の命令にて之のを開くしまいむ
金菊に代りて案内者金庫とたくさん大なるも普通の宝物

が入る程の金庫のたくさんあるちんと思ひのお
扉を開けばあるの鐵柵の扉あり之のを排して入れば
ぬるの表々宝のすがおを三四つ四つも合せたるん程の大サの
て我の手のう觀えと狭うしるを天ひぬ中に暗黒あるを
もこれも傷なある鈕を推もん電拵忽ち默然すぬ
火力電灯点ぎまるや黒闇にて何のとなく牢獄
ごとくん心地すあるの為に乳しく伺ぬはめるうん保
存するやと思へば四隅の棚をつる筵をとと芝下に宝の
北の宝物の石鍋鍊瓦のあへ一片の木屑ともなけれど
火災の為へ断して為に理や一見終て更に進み
行くと廊下に四方四角の為の鉄柵を地上の
一道のしへあり電灯四周を照しもども何とと

氣味あるいき出氣のもの有れ
ども日本銀の後ろ八分庫長いき六ケシと云て
一笑す あまの者ハ天くるゝ一の金庫と開と云す大変前
の同じ事の者ハ乱て斬る者庫ハ続けて 等作あるい
開くハ字能あると云ハ二信形もあんと思ふ金庫の扉
ハ先きを見てしらハ二信形もあんと思ふ金庫の扉
の前のもあまの者ハ扉をつあきたるうて次ぎして四ツ此
の金庫ハ三ツの鍵あり而して 伝載之のを形なし一ハ鍵
者後之のを形なし一ハ金庫自ら人指ハさんぬるのすれも之のをとるあ〜後つすと三人指ハを
毛扉の裏面ハ時計の様なあて其時刻を表ものハ
ハ時計ハ四十八時計ハ保つ為うて時のみ表面

うんとなるべきもの九時ハこのけたるこの一のまるとハ此の金庫の
前ハ時計ハ四十八時の時ハ時計の後ろ賦の後ろ
ハ後の手庫ハ時ハ時の者ハ者ハ時ハ時ハ時ハ時ハ時ハ
ハ後ハ後ハ後

一笑す又あるいは大きな金庫のごとき金庫の扉を指して低聲に曰く此扉は日本製なり然るに他もしかも仕掛の扉は既に世の普通なれども書く掛をのぞきこの者をこれを撫でて分けの如き笑し得されども宝玉は技師にて彼の扉を解剖せしめ其方式を会得しなしたる上にて山田氏といへる金庫屋に作らしめとなりしかして明治の仕掛なるも一元を隔てる如き掛文字も殆んど変なるものとなりあるこの金庫は世の中央の位置するようにあるこの金庫の形状は四角の中央矢印のごとく線状のものあり四角の中あるとうこの或いは他の金庫とちがうやあるに未だ往定なりとなべり各金庫の形状大概同一なるのみ

来るに見るまでも及ばずとなすあるいは定石あるいは海の如く行ひ四角にしてしかも階段のごとき初めて活変なるものあるいは角ばりあるいは丸きあるいは金のおを付けたるものの集まる海面なるこゝは石を以てあつめて火災の為めなるべしめ中央の暖炉あり他の一方を界すあるいは一方を鐵の扉あり他の一方を界すあるこの扉を持ってはこれなるべし

あるいは鐵の扉の高さ三尺巾二尺ばかりの扉の上に細の仕掛を見られよ

斯するの如の二尺ばかりの扉の二三を縮めしまるもとより手を以て一方を推し柱の方を片寄すの如き容易縮まるも又扉の如の入像利いこれの如きまるこれを一轉するの如ヒメト柱平行後ろ柱を固定するとなして用ゆる此也

群衆するとも都度を越せば地獄一見と絵そらごとの教訓を得るしこんらう二階より上るべしとて永座
為るらアしウエートんち昌長陽するるもうるるる
来れと上の八畳なる二階なるもしるあるあるあ者侍への一字也る深
ふかくこん厠也二階と階の厠をかるるるる術世上
の大変なるるる

高さ五尺ばかりの三階造りの長形の巨宮
を釣欄の傍聽席を二方に設け柱のぬき
一面本宮のめぐりに巡る仕掛を以て体裁整頓
を表せるなりと云ふ三階の各宮を此譬して
仮令印の二階造りにて一方の正面なる比較的大い
なる物見を設けたるを以て宮の前に壮麗なる庭
殿宮也甲大甲小なるも四層三階の日本八重を
縁りとして張りつめ殿宮を飾りたる
○三月八日　戦後征韓の一として新船令社の改称
の航路をあき先方敵を征する為
めなれば日傳を行く北船の況状数人なる
船長甲甲七十四間とかの大形にして出港
の節の畫の緑葉深き山岳の如く
しとしとと云ふ不減海の上を
ゆくこと実に面白きものなり
ゆくこと実に客船なる
船体も船体の形も美
左右に接つけし緑葉を以て全船をおぐる満艦飾とな
しとくまいとも壮快なる船
なる航路をあるくとかくもの
機械を蒸汽千馬力の石油船の内部仕掛を見るに
設置の不比船なる船なし石油を焚くよりタンク
八十箇所の仕切りある船にて
りも恐つりて各々タレツの石灰を塗りその米穀を
積むこと石油積の米穀を入れたる

[illegible]ばよきようにとぞ[illegible]と実際[illegible]も異論を言
（すと云ふあるべしとの[illegible]）

○三月十一日夜根岸緑ひ郎和船今社を航路を改
めるつもりは同文右長[illegible]
為めに[illegible]おそうて送[illegible]
子[illegible]井三郎の[illegible]
すると[illegible]
[illegible]

[illegible]
義や[illegible]
の[illegible]
の[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○三月十二日 山下定吉事件ニ付彼の人扱ひ[illegible]
勤務[illegible]
を問ふ彼曰く賄賂を行使し此件を曖昧ニ済ませ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
の記事[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大東堂製

以下全て

白紙